

ウ 施設管理に関する危機事態

ウー① 不審者の侵入

○不審者とは	<ol style="list-style-type: none"> 1 登下校時に、児童生徒に声をかける 2 見慣れない人物が、学校周辺をうろつく 3 大きなバッグを持ち、うろろしている（盗撮、盗聴、危険物所持が考えられる） 4 目がうつろで、うわごとを言う
<対処法>	<ol style="list-style-type: none"> 1 不審者かどうか判断（職員室に寄っているか。声をかけて、用件を尋ねる。） →用件が明らかで、正当な場合は案内する。 2 退去を求める（用件に答えられない、正当でない場合） →相手との間合いを取る。接近しない 3 危害を加える恐れはないか（所持品に注意。言動に注意。） 4 隔離・通報する（別室に案内し、隔離する。暴力行為抑止と退去の説得をする。警察に通報するとともに教職員に周知する。教育委員会に緊急連絡し、支援を要請する。） 5 児童生徒の安全を守る（防御する。児童生徒を掌握し、安全を守る。避難の誘導をする。） 6 負傷者の把握（負傷者がいたら、容態を観察し、同時に応援を依頼する。応急手当をし、速やかな119番通報。心のケアに着手する。） 7 事後の対応や措置をする（事件・事故対策本部<窓口：教頭>を発動し、事後の対応や措置を機能的に行う。情報を収集し、事件・事故の概要などについて把握・整理し、提供する。保護者への連絡・説明。児童生徒の心のケア。授業再開準備。再発防止対策実施。報告書作成。）
○不審車両とは	<ol style="list-style-type: none"> 1 空き地や道路に、長時間駐車している。 2 周辺をゆっくりと走行している。（誘拐、強制わいせつの疑い。） 3 スモークフィルムで、車内が見えない。 4 車両が薄汚れている。へこんでいる。 5 マスクなどで、顔が判断できない。 6 車内で、無線機のような者をいじっている。（盗撮・盗聴の疑い。）
<対処法>	<ol style="list-style-type: none"> 1 不審車両を見つけたら、一人ではなく複数で対応する。 2 車両の前や後ろに立ちふさがらない。 3 車両の中へ手や顔を入れない（引きずり込まれるおそれ） 4 不審者両につけられていると感じたら、道順を変える。こども110番の家または、人家に助けを求める。
○刃物を所持した相手の対処法	<ol style="list-style-type: none"> 1 絶対に素手で対処しようとしなない。 2 相手との間合いを常に心に置き、相手より優位に立てる場所に立つ。逃げ場がない場所は避ける。 3 その場にある、あらゆる物を利用する。机、椅子、モップ、ほうきなど 4 相手が一人で、こちらが複数で対処できる場合は常に連携をし、相手の左右前後に立つ。 5 気合い、気迫が相手の優位を制す一番の武器である。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 恐れ・迷い・疑い、その他様々な要素が、体の動きを止める。 ○ 恐怖におののくと、体が萎縮し、日頃の動きができない。 ○ 必ず相手の目を見る。相手が所持した凶器にとらわれないこと。
○予防 ○保護者との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 不審者の侵入を未然に防ぐ。 2 不審者の早期発見の方法を確立しておく。 3 不審者を発見した際の通報体制の確立。 4 定期的な避難訓練の実施。

不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

段階	具体的な方策
A 校門	来訪者向け案内看板の設置
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎の入口や受付への案内・誘導・指示、死角の排除
C 校舎への入り口	常時施錠、入口や受付の指定・明示、来校者名簿への記入

ウー② 不審者による声かけ事案

1 発生時の対応ポイント 〈学校に不審者情報の第1報があった場合〉 ○緊急事態の判断	<ol style="list-style-type: none"> 1 通報者から可能な限り、何時、どこで、誰が、誰に、どんなことをして、どのような状況になっているのか聞き取る。 2 緊急性の有無が判断できない場合は、最悪の事態も想定されることを念頭に置き、緊急事態として対応する。 ※発生時の通報は、情報が少ないことが多い。判断に迷う場合は緊急事態として動き出すこと。
○第1報時の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 複数人で現場に急行する。(児童生徒の安否確認・安全確認が優先) ※当該児童生徒が現場におり、負傷している場合は直ちに119番通報する。 2 可能な限り管理職を窓口として、警察への110番通報など関係機関への通報と被害児童生徒の保護者対応を行う。(情報の混乱を防止) 3 続報も含めて、通報者から、詳細な状況の聞き取りを行う。 ※通報時間、通報者の身元、連絡先の聞き取りを忘れない。 4 通報内容、関係機関との連携状況を正確に集約・整理する。
○他の児童生徒への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 在校児童生徒の所在及び人数を確認し、事態が収束するまで学校で保護する。 2 下校中の児童生徒については、帰宅しているかどうかを家庭に連絡するなどして、早急に安否の確認をする。 3 所在がつかめない児童生徒については、その児童生徒の友人や立ち寄りそうな場所等に連絡し安否の確認をする。
○保護者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 下校途中の児童生徒の保護者に対して、安否の確認を依頼する。 2 学校に残っている児童生徒の保護者に連絡し、児童生徒の迎えを依頼する。
○教育委員会(上川教育局)への報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 富良野市教育委員会への第1報と協力や支援を要請する。 2 富良野市教育委員会を通して上川教育局へ速報を送る。
〈不審者は確保されていないが、児童生徒の安否が確認できた場合〉 ○二次的被害の防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網や防災無線等を活用して、保護者や地域住民に正確かつ迅速に情報を発信し注意喚起を図る。 2 児童生徒の一斉下校の体制を組む。
○他の児童生徒への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校に残っている児童生徒は、安全が確認されるまで保護するとともに、迎えに来た保護者へ引き渡す。 2 所在がつかめない児童生徒は、保護者や警察等の協力を得ながら継続して、安否確認をする。
○保護者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 迎えに来た保護者に児童生徒を確実に引き渡す。 2 保護者が迎えに来られない場合は、学校で待機させる。
○関係機関との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 PTAや関係機関等の協力を得て、学校周辺及び校内の巡視を強化する。
○報道機関への対応と事態経過の記録化	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。 2 誤報を避けるため、わからないことは「現時点ではわからない」と明確に回答し、判明した時点で回答する。 3 児童生徒の個人情報の取扱いについて十分配慮する。 4 事件・事故の発生日時、場所、内容、措置・対応を時系列にし、正確に記録する。

<p>〈緊急事態収束後の対応〉 ○被害児童生徒等のケア</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害に遭った児童生徒やその保護者に対して養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。 2 教職員が一体となって「保護者への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行う。 3 情報を整理し富良野市教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。
<p>○他の児童生徒への対応と再発防止</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と、心配なことや困っていることなどを家庭訪問や個別の面談で確認する。 2 心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。 3 配慮を要する児童生徒の情報を収集するとともに、必要な対応策を検討する。 4 心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。 5 緊急事態の正確な記録等から発生原因や問題点を究明し、登下校時の安全対策の改善・強化を図る。
<p>○保護者への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事件・事故の重大性などによっては、できるだけ速やかに保護者会を開催し、「事件・事故についての報告」、「児童生徒の心のケアを含めた今後の対応」等について説明する。
<p>○教育委員会（上川教育局）への報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事件・事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
<p>○報道等への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「正確な情報の収集・把握・整理」「窓口の一本化」「個人情報の保護」を継続する。
<p>2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○危険予測・回避能力の育成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して、児童生徒へ危険箇所や「子ども110番の家」等の際の避難場所について十分に理解させるとともに、危険予測・回避能力を身に付ける指導を行う。 2 登下校時の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げるなど）を指導する。 3 登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練を実施する。 4 北海道警察の「ほくとくん防犯メール」を活用し、不審者情報等について教職員全体で情報共有するなど危機管理意識を高める。
<p>○推進体制の構築</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、富良野市教育委員会、学校、PTA、警察、防犯ボランティアを含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。 2 危険等発生時において教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルに従い体制整備を行う。 3 保護者に対して、「ほくとくん防犯メール」の啓発資料を配付するなどして活用を促す。

ウー③ 外部の者による校内での盗難

<p>1 発生時の対応ポイント ○状況の把握・対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。 2 器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。 3 管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。 4 今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。 5 各学級又は全校集会等において、全児不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の児童生徒に被害がないか、物品の盗難の現場を目撃していないかなどを確認する。
<p>○関係機関との連携</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理職は状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。
<p>○教育委員会（教育局）への報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
<p>○保護者への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 担任が、被害を受けた児童生徒の保護者に連絡し、事故の概要や学校の取った措置を説明し、理解を求める。 2 必要に応じて、担任と共に管理職が各家庭を訪問する。 3 状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。
<p>○報道等への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
<p>2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○再発防止策の検討</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 全校集会等で事故の概要を伝え、窓の施錠などについて再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。 2 担任は児童生徒に対し、不要な私物を持ち帰ることや貴重品の自己管理等について指導をする。 3 管轄の交番、駐在所及び警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。
<p>○未然防止策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。 2 夜間の警備を警備会社に業務委託している場合は、機械警備のセットを確実に行う。 3 備品等の保管場所や保管方法に十分配慮する。 4 地域の防犯協会などの関係機関やスクールガード等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。 5 近隣の学校（他校種を含む）や富良野市教育委員会（上川教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。

ウー④ 外部の者による器物破壊

<p>1 発生時の対応ポイント ○状況の把握・対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。 2 器物損壊の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。 3 管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。 4 今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。 5 管理職は、児童生徒や保護者への説明内容等、今後の対応方針等を検討し、決定する。 6 各学級又は全校集会等において、全児童生徒に不審者による器物損壊があった事実を説明し、児童生徒に被害（盗難被害を含む）がないか、器物損壊の現場を目撃していないかなどを確認する。
<p>○関係機関との連携</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理職は状況を判断し、警察へ速やかに届出するとともに、捜査に協力する。
<p>○教育委員会（教育局）への報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
<p>○保護者への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。
<p>○報道等への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
<p>2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○未然防止策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 日頃から施設の管理状況を確認し、整備に努める。 2 各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。 3 夜間の警備を警備会社に業務委託している場合には、機械警備のセットを確実に行う。 4 地域の防犯協会やパトロールボランティアなどの関係機関等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。 5 校地内に容易に侵入されないよう、許可なく立ち入ることを禁じた看板を設置する。 6 近隣の学校（他校種を含む）や富良野市教育委員会（上川教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。

ウー⑤ 火災

<p>○事中</p> <p>※至急連絡</p> <p>※放送の確認</p> <p>○避難 ※安全第一 ※人数確認 ※動揺を防ぐ</p> <p>※残留者点検</p>	<p>火災発生</p> <p>火災発見者</p> <p>教頭/職員室</p> <p>避難指示放送</p> <p>避難誘導</p> <p>校内点検</p> <p>非常持ち出し</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 火気を多く使用する場所 家庭科室・理科室・ボイラー室・職員室 • 火災発見者は、至急教頭（校長、職員室）に連絡 • 初期消火（天井に届かない火の場合） • 火災の状態、風向き判断 • 避難経路、避難場所の決定、指示 • 119番通報 • 非常ベル、避難指示放送 • 『〇〇から火災発生、直ちに△△に避難しなさい。』（繰り返し放送） ※非常ベルですべての活動を中止し、放送の指示を聞く • 避難指示終了まで行動させない。避難場所への誘導 • 担任は先頭、人数確認（口、鼻をハンカチなどで覆い、低い姿勢で避難） • 『お・は・し・も』の約束、持ち物はもたない。 • 避難終了後、学年ごとに整列、人数確認と報告 • 異常の有無を本部に報告 • 残留者の点検（保健室、トイレも） • 教室等のドアを閉める。 • 非常時持ち出しファイル（電話連絡網表、保護者連絡先ファイル） • 担任が担当児童生徒の出席簿をもって避難する
<p>○事後</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会への連絡 富良野市教育委員会 Tel 39-2320 2 保護者への連絡、PTA会長への報告 3 児童生徒は校長の指示のもと、帰宅させる 4 学校側の報道機関の対応窓口は管理職に一本化
<p>○その他</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 授業中の火災発生の場合 → 上記の通り 2 休み時間の火災発生の場合 → 残留者の点検 3 放課後などの火災発生の場合 → 残留者の点検 4 風向きによって、避難方向、避難場所が変わるので注意 5 記録化（教頭）
<p>○予防</p>	<p>資料</p>	<p>○富良野市立樹海学校 防災計画</p> <p>○富良野市立樹海学校 教育計画</p>

ウー⑥ 台風暴風雪・大雨洪水

◇ 暴風雪・雪害の対応

○暴風雪とは	1 地震、火災等と異なり、天候の悪化による危険は気象情報によって被害の予測がつけられるので、予防的対応がある程度可能である。ただし局地的集中豪雨のように予測不可能の場合もあるので注意しなければならない。部屋の窓、出入り口の戸締まりなどを万全に行う。
○対応	1 集団下校が必要な場合は、校長・教頭・生徒指導部で検討し、決定する。 2 決定後、速やかに緊急連絡網で家庭に連絡し、在宅の有無を確認する。 3 保護者に連絡がつかない児童生徒については学校待機とし、再度連絡を取る。 4 保護者に通常乗り降りしているバス停まで迎えに来てもらう。 5 帰宅後は電話で学校に連絡してもらい、児童生徒の安全を確認する。
○避難	1 避難勧告等の連絡があった場合は児童生徒を安全な場所へ避難させる。
○避難場所	〈校内での活動中〉 ・上記の対応 5 項目に沿って行動する。 〈校外での活動中〉 ・近くの家、コンビニなどの建物に避難する。
○移動	〈学校からバスで移動する場合〉 ・騒がず、静かに大人の話聞く。 ・シートベルトを必ず着用する。 〈屋外で歩いて移動する場合〉 ・歩く時は、人や車からも、見えなくなることがあるため、目立つ色の服を着る。 ・一人で歩かず複数で行動する。 ※外を行動する時の危険性としては、吹きだまりによる歩行困難、強風、思わぬ物が飛んでくることが考えられる。
○連絡	1 教育委員会への連絡 富良野市教育委員会 TEL 39-2320
資料	○富良野市立樹海学校 教育計画 ○北海道教育委員会 学校防災教育懇談会 『楽しい雪とあばれる雪』

◇ 大雨・洪水の対応

○大雨・洪水とは	1 地震、火災等と異なり、天候の悪化による危険は気象情報によって被害の予測がつけられるので、予防的対応がある程度可能である。ただし局地的集中豪雨のように予測不可能の場合もあるので注意しなければならない。部屋の窓、出入り口の戸締まりなどを万全に行う。
○対応	1 集団下校が必要な場合は、校長・教頭・生徒指導部で検討し、決定する。 2 決定後速やかに緊急連絡網で家庭に連絡し、在宅の有無を確認する。 3 保護者に連絡がつかない児童生徒については学校待機とし、再度連絡を取る。 4 保護者に通常乗り降りしているバス停まで迎えに来てもらう。 5 帰宅後は電話で学校に連絡してもらい、児童生徒の安全を確認する。

○避難	1 大雨による土砂崩れ、洪水の危険が迫ったと判断される場合（避難勧告等の連絡があった場合）は児童生徒を安全な場所へ避難させる。
○避難場所	<p>〈校内での活動中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の対応 5 項目に沿って行動する。 <p>〈校外での活動中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの家、コンビニなどの建物に避難する。
○移動	<p>〈学校からバスで移動する場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒がず、静かに大人の話聞く。 ・シートベルトを必ず着用する。
○連絡	1 教育委員会への連絡 富良野市教育委員会 TEL 39-2320

ウー⑧ 建物老朽化

○状況の把握と対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の負傷の状況を確認し、必要により応急手当てを行う。 2 速やかに管理職に報告する。 3 負傷の状況により、救急車を要請して医療機関へ搬送する。 4 救急車には養護教諭か担任が添乗（自家用車の使用は極力避ける） 5 児童生徒の動揺を鎮め、他の場所へ移動させる。 6 当該施設・設備を使用中止にし、現場付近の立ち入りを禁止する。 7 事故を目撃した児童生徒に、動揺を鎮めながら可能な範囲で事故の状況を聞き、収集した情報を速やかに管理職に報告する。 8 負傷した児童生徒と他の児童生徒に対し、心のケアを継続的に行う。 9 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化
○保護者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷した児童生徒の保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過を正確に連絡する。 2 軽傷の場合であっても、保護者に対して速やかに医療機関で受診するよう依頼する。 3 事故の状況、負傷の程度に応じて、保護者に対する説明会を開き、事故原因や対応の経過、再発防止に向けた学校の取り組みなどを説明し、理解を求める。
○関係機関との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関と連携し、児童生徒の負傷の状況を把握する。 2 警察に報告し、事故の概要、負傷した児童生徒への対応状況を説明し、事故の調査検証に協力する。
○教育委員会への報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。

ウー⑨ プール使用による事故・怪我等

○状況の把握と対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故発生に気づいたら、すばやくプールサイドに引き上げ安静にする。 2 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などの状況を迅速に把握し、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。 3 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または児童生徒に職員室と保健室への連絡を指示する。 4 救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは児童生徒につき添い続ける。 5 事故を目撃した児童生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
○保護者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童生徒の状況、搬送先などを伝える。 2 管理職と担当教員は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
○教育委員会・関係機関への報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。 2 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。 3 教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供をする。

○事後措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護者に、事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。 2 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。 3 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。 4 児童生徒の心のケアに努める。 5 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
○水泳における事故防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全面に十分配慮しながら、児童生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。 2 児童生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。 3 あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。 4 プールの使用にあたっては、実態に即した安全管理体制を組織し、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。また、施設や浄化装置の付属施設についても、定期点検はもとより始業時及び臨時の点検を行い、安全管理に万全を期すとともに、プールには最浅・最深部分に水深を明示する。 5 緊急時に備え、保温用毛布等を装備しておくとともに、事故が発生した場合に備えて正確かつ迅速な対応の仕方を心得ておく。 <p>※「水泳指導の手引(三訂版)」(平成26年3月 文部科学省) 「プールの安全標準指針」(平成19年3月 文部科学省、国土交通省) 「学校における水泳事故防止必携(新訂二版)」(平成18年6月 独立行政法人日本スポーツ振興センター) 「学校水泳プールの安全管理について」(文体体第232号 平成11年6月25日付通知) を参考に事故防止の徹底に努める。</p>

ウー⑩ 弾道ミサイル

<p>1 発生時の対応のポイント</p> <p>○事案発生時の対応 (状況把握・初期対応)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 Jアラートやテレビ、ラジオ等から正確な情報収集を行う。 2 学校での教育活動中にミサイルが発射された場合、学校内外の安全状況を確認し、児童生徒や教職員等の安全確保に努める。また、状況に応じて児童生徒や教職員、来校者等を安全な場所へ避難誘導する。 3 落下場所等についての情報を確認するまで避難を継続する。また、発射の時間が登下校時間帯の場合には、安全が確認されるまで登下校やスクールバスの運行を一時見合わせる。
○参考 全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災行政無線、緊急速報メール等による迅速な行動	<p><屋外にいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。 <p><建物がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 <p><児童生徒が学校にいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。 ・校庭にいる児童生徒は、速やかに校舎内に避難させる。

	<p><スクールバスの中にいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスを止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。 ・スクールバスから出ると危険な場合には、バスを安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、避難解除の指示があるまで待機する。 <p><公共交通機関を利用している場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の乗務員等の指示に基づく行動を取る。 <p>※ 内閣官房国民保護ポータルサイトを参考</p>
<p>2 発生後の対応のポイント</p> <p>○ミサイル落下後の対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全を確認し、人的被害等が発生した場合には、警察や消防などに通報するとともに、保護者に連絡する。 2 臨時休業や授業時間の繰り上げを行う場合は、集団下校等、下校のための安全な手立てを講じ、保護者に連絡する。 ※臨時休業等の判断については、教育委員会が別途示す「非常変災時における道立学校の対応方針」により、学校長が判断する。 3 報道機関や関係機関等への対応は、混乱を避けるため、窓口を一本化し管理職が当たる。 4 近くにミサイルが落ちた場合の対応については、 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内にいる場合には、教室等の換気扇を止め、窓やカーテンを閉め、目張りをして室内を密閉する。 ・校舎外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
<p>○教育委員会（教育局）への報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒や校舎等に被害があった場合は、その概要について速やかに報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。 2 児童生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。
<p>3 弾道ミサイルの発射に備えた対応のポイント</p> <p>○事前の対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 Jアラートが発信された場合の対応方針や臨時休業等の連絡方法などについて、児童生徒や保護者への周知を徹底しておく。 2 自治体の危機管理部局等の関係機関と連携し、情報収集や通信手段等について確認する。 3 危機管理マニュアルや学校安全計画等の点検や見直しを行う。
<p>○安全教育の徹底</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治体の危機管理部局と連携しながら、避難訓練などの機会を活用して上記ポイントを指導するなど、児童生徒が安全な行動を取ることができるよう安全教育を充実させる。

A高校で2時間目の授業中、職員室に、「学校に爆弾を仕掛けた。12時に爆発する。」と電話があった。電話を受けた教職員は、さらに詳しいことを聞こうとしたが、電話が切れた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・電話を受けた教職員は、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報し、指示を受ける。
- ・管理職は全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のため、教職員に生徒の安全な場所への避難誘導を指示する。（爆発の予告まで時間がない場合は校内放送等で連絡する。）
- ・いたずらの可能性もあるが、爆発を想定し、生徒の安全確保のため、安全な場所へ避難させる。その際、生徒に不審物には触れないよう指示する。
- ・教職員が分担し、不審物がないか確認し、迅速に避難させる。避難後、担任等は生徒名簿により点呼を行い、生徒の安全を確認する。
- ・校地内に、来客を立ち入らせない。

警察との連携・対応

- ・警察の指示に従い、捜索等に協力する。（校舎配置図、校舎案内、電話内容の事情聴取、不審物情報等）
- ・捜索結果ごとに、警察の助言を参考にするなど、連携して以下の対応をする。

〔爆発物が発見された場合〕

- ・避難場所の再検討（変更）など生徒等の安全確保を図る。
- ・生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・爆破による火災発生が想定される場合は、学校は消防署等関係機関へ連絡する。
- ・爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

〔爆発物が発見されなかった場合〕

- ・学校は授業の再開の時期を決定する。
- ・保護者に事故の状況について説明する。

爆発発生時の対応

〔避難完了前に爆発した場合〕

- ・生徒等をグラウンドなど校外の安全な場所へ避難させ点呼を行う。
- ・負傷者の応急手当、救急車での負傷者の医療機関への搬送する。
- ・死傷者のリストを作成し、不明者の有無等、生徒及び教職員の安否を確認する。
- ・教職員は負傷者の搬送先の病院を保護者へ連絡する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。

〔避難完了後に爆発した場合〕

- ・点呼を行うとともに、生徒の安全を確認する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。
- ・生徒を安全に下校させる。保護者への引き渡しをする。

〔事態が収束した後の対応〕

- ・警察や消防の現場検証に協力する。
- ・負傷した生徒やショックを受けている生徒等に対する心のケアを行う。
- ・教育活動再開に向けて教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、教職員の確保等の必要な対策を迅速に行う。

保護者への対応

- ・事故の発生及び状況について連絡する。
教育委員会（教育局）への報告
- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事故発生に備えた学校体制の確立

- ・緊急時に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関等の所在地、電話番号を教職員に周知するとともに、職員室、事務室等に掲示する。
- ・様々な想定避難訓練を行い、生徒の緊急避難が迅速確実に行われるようにする。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去することにより、異常の有無を確認しやすくする。

ウー⑫ 犯罪の予告

市内の小・中学校を対象とした爆破等の予告のメールが、市役所に送られてきた。

【予告内容の例】「●月●日●時●分より、学校を爆破する。」

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・犯罪予告を受けた学校または教育委員会が警察へ通報し、学校の警戒を依頼する。（市町村教育委員会は、速やかに教育局へ報告願います。）
- ・管理職は全職員に状況を説明し、今後の対応方針、対応策の手順や内容を指示する。

警察への協力と対応

- ・学校は、犯行予告日まで、警察と連携し、校舎内外での不審物の点検、不審者の警戒等を実施する。
- ・不審物、不審者があった場合は、警察の指導の下に対応する。

※不審物が発見された場合

- ・警察と協力し、児童生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る。
- ・児童生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・不審物の処理後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者や児童生徒に事故の状況と学校の対応を説明する。
- ・犯行予告日も含め、警察の助言を受け、児童生徒の安全確保を判断した場合は、教育活動を実施する。

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

保護者への対応

- ・犯罪予告の概要を伝える。
- ・教育委員会は域内の各学校の保護者に周知する内容を検討し、学校に指示する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故概要を速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等の指導助言を受け、対応状況を適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。（複数校を対象とした事案の場合は、教育委員会が窓口となる。）

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

不審者の侵入防止体制の整備（日常的な取組）

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等を点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去し、異常の有無を確認、不審物の発見に努める。
- ・使用しない出入り口及び教室等は施錠する。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、日頃から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する。

危機管理体制の確立

- ・同様の事案を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童生徒や教職員の心のケアに努める。

- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

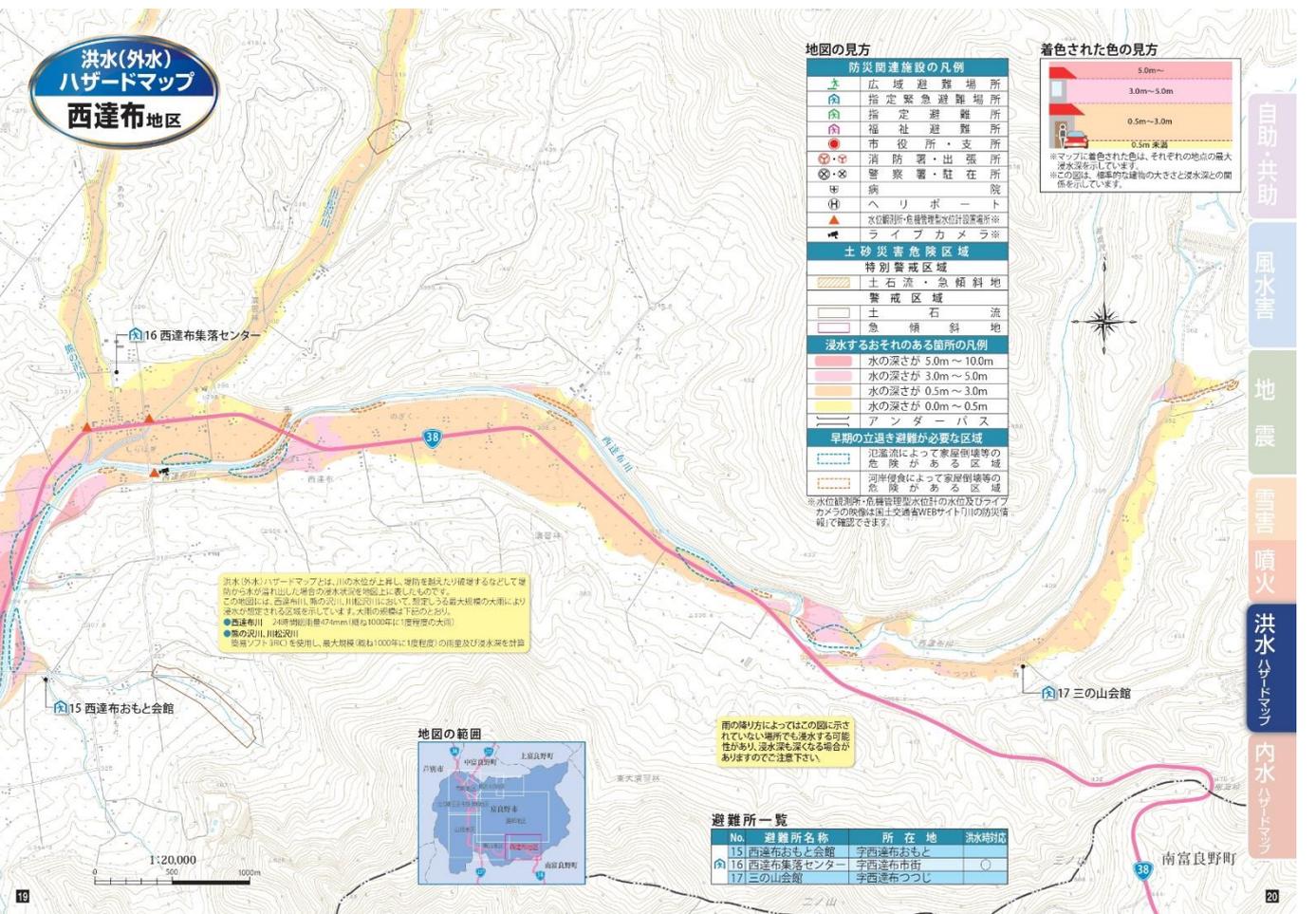
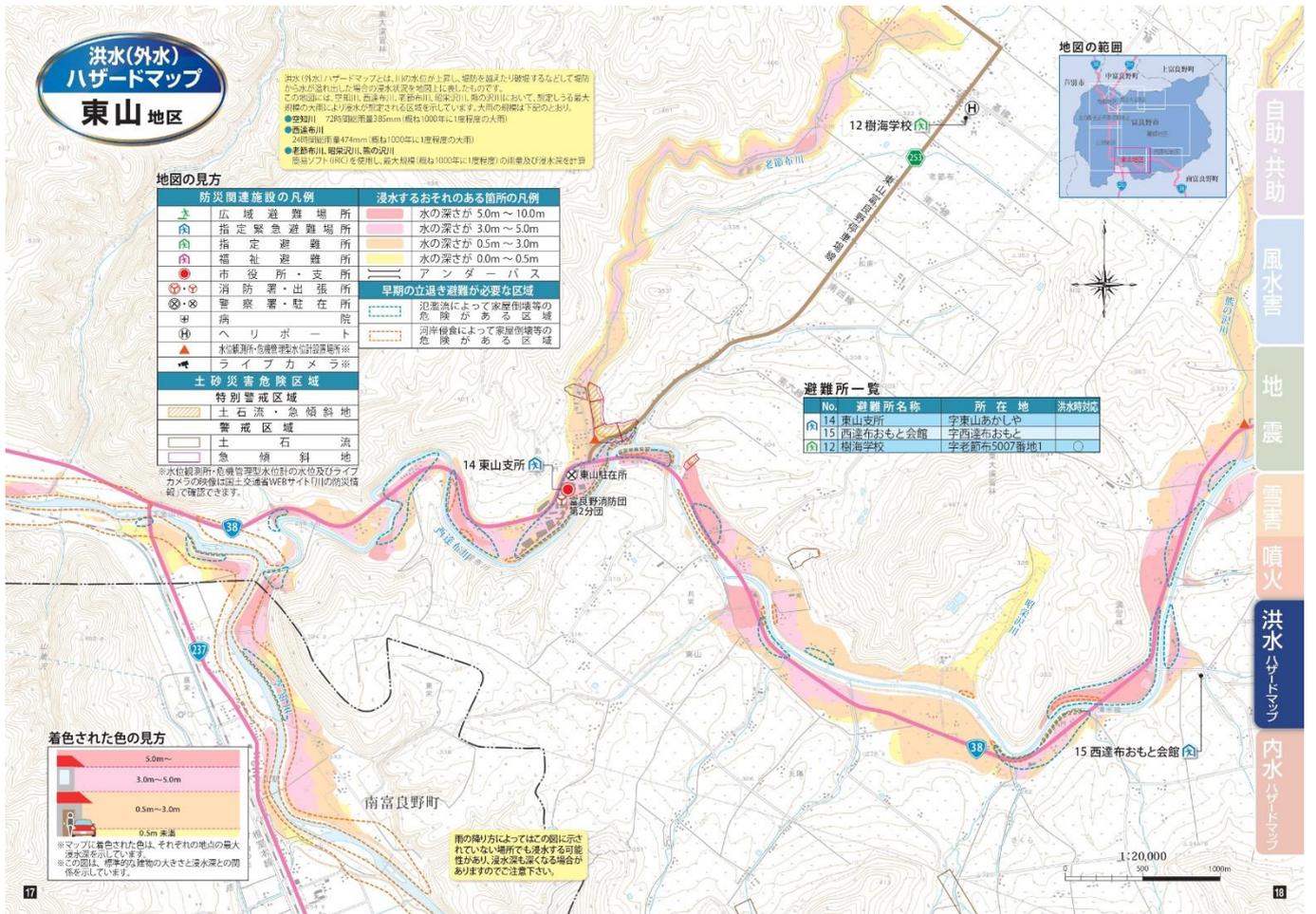
3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第 29 条の 2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）

【参考資料等】

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」
（平成 30 年 2 月 文部科学省）



エ 学校保健に関する危機事態

エー① 感染症の予防

感染症については、下記の内容等を実施し、予防に努めることとする。

例：健康観察、検温（家庭・学校）、マスクの着用、バス・教室の座席を離して着席、手洗い・消毒の徹底、室内の換気

エー② 感染症の発生

○状況の把握	1 他の児童生徒や教職員に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。
○関係機関との連携 （市教委・保健所）	1 市教委を通して保健所に通報し、対応について協議する。 2 保健所が設置する対策委員会に加わるとともに、定期外健康診断が実施される場合は保健所に協力する。 3 感染症と診断された児童生徒以外の児童生徒や教職員の定期健康診断結果等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。
○保護者への対応	1 保健所からの要請で、定期外健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。
○報道等への対応	1 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化 2 児童生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。
○その他	1 児童生徒と家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないよう指導に努める。

エー③ 学校給食への異物混入

1 発生時の対応ポイント ○初期対応	1 担任は、児童生徒の負傷の有無を確認し、学級の児童生徒に対して、給食を食べないように指示するとともに、直ちに管理職に報告する。 2 直ちに校内放送等により、児童生徒・教職員に対して給食を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
○状況の把握	1 異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を保存する。 2 給食の搬入に携わった者と搬入状況（時刻、場所、個数等）を確認する。 3 衛生管理責任者（栄養教諭等）に、食品の検収の状況を確認するよう指示する。 4 直ちに給食センターに事故の概要を報告するとともに、今後の対応策について協議し、共通理解を図る。 5 故意に混入させたことも考えられることから、来校者名簿等によって、来校者を確認する。 6 児童生徒の健康状態や対応などについて正確に記録しておく。
○保護者への対応	1 必要に応じて保護者説明会等を設け、異物混入の概要や対応、予防策等について分かりやすく説明するとともに文書を配布し、不安解消に努める。
○児童生徒への対応	1 学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で給食の使用を再開する。 2 必要に応じて全校集会などを通じて、児童生徒に事故の概要と対応について丁寧に説明し、不安解消に努める。
○関係機関との連携	1 必要に応じて警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。 2 混入した物によっては、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応する。

○教育委員会（教育局）への報告	1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。また、翌日以降の給食の中止や献立変更について対応策を協議する。
○報道等への対応	1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○未然防止策	1 学校給食の安全管理のための担当者を明確にするとともに、食品の検収を確実に実施し、配膳室等に食品を保管する際の留意事項（保管場所、温度、出入り口の施錠等）を徹底するなど、管理体制を整える。 2 安全確保のため、児童生徒への指導を徹底する。（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等）

エー④ 学校給食による食中毒

1 発生時の対応ポイント ○状況の把握	1 欠席者や早退者などが全学年にわたる状況の時は、学校給食による食中毒の可能性を想定し、給食中止の判断を迅速に行うとともに、過去10日間の児童生徒の欠席状況及びその理由、健康記録を把握する。また、近隣校の状況についても把握する。 2 児童生徒の健康状態や対応などについて、時系列に正確に記録する。 3 学校医や保健所から、地域における感染症の発生状況について情報を得る。 4 感染症の疑いも視野に入れ、発生前2週間内に食物を扱った実習や行事等について把握する。 5 共同調理場の場合は、直ちに共同調理場に発生状況を連絡するとともに、単独校調理場の場合は、原因として想定される材料等（学校給食の保存食・原材料の廃棄禁止）の保存を栄養教諭等に指示する。
○保護者への対応	1 入院や欠席等をしている児童生徒に対して、学級担任等が病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。 2 症状のある児童生徒の保護者に対して、児童生徒を速やかに医療機関で受診させ、結果を学校に報告するよう依頼する。 3 PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。 4 すべての保護者に対して、保護者説明会等で状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識と二次感染予防について周知する文書を配布し、不安解消に努める。
○児童生徒への対応	1 全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行など、健康管理についての指導を行う。 2 罹患した児童生徒に対しては、不安解消に努め、心のケアが必要な児童生徒にはカウンセリング等を行うとともに、いじめを受けることなどがないよう配慮する。
○関係機関との連携	1 学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、有症者への処置の方法などについて指示を受け、対応する。 2 保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。
○教育委員会（教育局）への報告	1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

○報道等への対応	1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○再発防止策	1 関係機関の原因究明に協力し、原因の除去、再発防止に努める。 2 単独校調理場の場合、調理場（給食室）の作業内容や衛生管理等の状況を把握するとともに、衛生管理責任者（栄養教諭等）に衛生管理を徹底させる。
○未然防止策	1 栄養教諭や調理従事者等が衛生管理にかかわる知識等を身に付けるため、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図るよう促す。 2 施設整備の状況を把握し、衛生管理上問題点があれば、富良野市教育委員会に報告するとともに、各学級に使い捨ての手袋を常備するなど、日ごろから衛生管理の徹底を図るとともに、二次感染の防止に努める。 3 対策委員会の設置の必要性等について協議し、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって対応する体制づくりに努める。

エー⑤ 食物アレルギー

○状況の把握と対応	1 担任は、児童生徒の状況を確認して、養護教諭に連絡し、応急手当てをするとともに、直ちに管理職に報告する。 2 救急車を要請して養護教諭か担任が同乗し、医療機関へ搬送する。 3 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化
○児童生徒への対応	1 適切な場所に足を顔より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。 2 意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生等の措置を行う。 3 アドレナリン自己注射薬「エピペン」（商品名）を携行している場合には、できるだけ早期に注射する。
○保護者への対応	1 症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。 2 管理職、学級担任が病院に向かい、保護者に事故の詳細を説明する。
○関係機関との連携	1 学校医及び主治医に連絡し、必要な指示を受け対応する。
○教育委員会への報告	1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。
○再発防止	1 学級担任、養護教諭から情報を集め、事故に至った経緯や行った対応策を整理する。 2 関係機関の協力を得ながら、原因や学校の対応を分析し、行内体制の見直しや研修の実施など、再発防止策を講じる。

エー⑥ シックハウス症候群

○状況の把握と対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒からの訴えを管理職に報告するとともに、児童生徒や教職員から十分な聞き取りを行う。(校舎等の新築、改築、新たに備品等を設置した際に、それらから化学物質が放散されていることが考えられる) 2 状況に応じて保護者からの聞き取りを行う。(症状を訴えた児童生徒の家庭環境、自宅の新築や改築等に原因があることも考えられる) 3 当該児童生徒については、学級担任、養護教諭、保護者と相談し、必要に応じて専門医を受診させる。 4 児童生徒から聞き取った情報を基に、場所の特定に努め、当該教室の換気を励行する。 5 明らかに異臭、刺激臭がする場合は、当該教室等の使用中止について検討する。 6 当該児童生徒だけでなく、全児童生徒の健康観察を継続的に行う。 7 報道等の窓口は校長(教頭)に一本化
○関係機関との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 検査機関と連携し、速やかに学校環境衛生検査を実施する。
○保護者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 教室の一時使用中止、学校環境衛生検査の実施など、学校の対応について文書等で周知する。 2 検査結果についても、文書等で周知し理解を得るよう努める。
○教育委員会への報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。
○再発防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校環境衛生検査を行い、検査の結果、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物が基準値を超えた場合は、当該教室の使用を中止し、換気を励行する。

エー⑦ 心室細動(自動体外式除細動器の使用)

<p>○状況の把握と対応</p> <p>・救急車が到着するまで</p> <p>・AEDが来たら</p> <p>・救急車が到着</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 倒れた児童生徒を確認した担任等は、他の児童生徒を職員室に行かせ応援を頼む。 2 肩を叩きながら声をかけ、意識がない場合は、救急車の要請とAEDを持ってくるよう指示する。 3 呼吸がない場合は、人工呼吸を行う。(気道を確保し、胸が膨らむくらい2回) 4 反応がない場合は、心肺蘇生法を行う。(心臓マッサージ15回 人工呼吸2回) 5 音声指示に従って使用。(AED講習を受けた者が行うと良い) 6 養護教諭か担任が添乗し病院へ向かう。 7 管理職は速やかに児童生徒の保護者へ児童生徒の状況・搬送先を連絡する。 8 報道等の窓口は校長(教頭)に一本化
○他の児童生徒への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該児童生徒の状況を説明し、動揺が広がらないよう適切な言葉かけを行う。
○保護者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 すぐに当該児童生徒の保護者に状況や経緯、搬送先を正確に連絡する。 2 管理職、学級担任等は病院に向かい、当該児童生徒の保護者に事故の詳細を説明する。 3 事故の原因や状況、今後の対応策を全校児童生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。
○関係機関への報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。

エー⑧ 窒息時の対応

<p>○状況の把握と対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導にあたっている担任等は、当該児童生徒に「喉がつまったの？」と尋ね、声が出せず、うなずくようであれば窒息と判断し、次の方法で応急手当てをする。 2 担任等は他児童生徒に他学級の担任等呼びに行かせる。 3 知らせを受けた他学級の担任等は直ちに管理職に報告し、救急車を要請する。また、養護教諭にも連絡する。 4 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【背部叩打法】</p> <p>体の小さな児童では、立て膝で太ももがうつぶせにした児童のみそおちを圧迫するようにし、児童の頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩く。</p> <p>なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【ハイムリッヒ法(腹部突き上げ法)】</p> <p>体の大きな児童では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして腹部を上の方に圧迫する。この方法が行えない場合、横向きに寝かせるか、座って前かがみにして背部叩打法を試みる。</p> </div> </div>
<p>○他の児童生徒への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 給食を食べることを中止し、他学級の担任等が他の教室に移動させるとともに、当該児童生徒の状況を説明し、動揺が広がらないよう適切な言葉かけを行う。
<p>○保護者への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 すぐに当該児童生徒の保護者に状況や経緯、搬送先を正確に連絡する。 2 管理職、学級担任等は病院に向かい、当該児童生徒の保護者に事故の詳細を説明する。 3 事故の原因や状況、今後の対応策を全校児童生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。
<p>○教育委員会への報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。

<p>○熱中症とは</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称。高温環境下に長期間いたとき、あるいはいた後の体調不良はすべて熱中症の可能性がある。 • 死に至る可能性のある病態。 • 予防法を知って、それを実践することで、完全に防ぐことができる。 • 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できる。
<p>○状況の把握と対応</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>重症度（救急搬送の必要性）を判断するポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> • 意識がしっかりしているか？ • 水を自分で飲めるか？ • 症状が改善したか？ <p>※下記 図『日本救急医学会熱中症分類2015』参照</p> </div> <p>〈現場での応急措置〉</p> <p>① 涼しい環境への避難</p> <p>風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内等に避難させる。傷病者が女性の場合には、②の処置の内容を考慮して男女で救護する。</p> <p>② 脱衣と冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> • 衣服を脱がせて、体から熱の放散を助ける。きついベルトやネクタイ、下着はゆるめて風通しを良くする。 • 露出させた皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機等で扇ぐことにより体を冷やす。服や下着の上から少しずつ冷やした水をかける方法もある。 • 自動販売機やコンビニで、冷やした水のペットボトル、ビニール袋入りのかち割氷、氷のう等を手に入れ、それを前頸部(首の付け根)の両脇、腋窩部(脇の下)、鼠径部(大腿の付け根の前面、股関節部)に当てて、皮膚直下を流れている血液を冷やすことも有効。 • 体温の冷却はできるだけ早く行う必要がある。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっている。 • 救急車を要請する場合も、その到着前から冷却を開始することが必要。 <p>③ 水分・塩分の補給</p> <ul style="list-style-type: none"> • 冷たい水を持たせて、自分で飲んでもらう。冷たい飲み物は胃の表面から体の熱を奪う。同時に水分補給も可能。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンク等が最適。食塩水（水 1ℓに 1 ～ 2g の食塩）も有効。 • 応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、冷やした水分を口からどんどん与える。 • 「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」、「答えがない(意識障害がある)」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性がある。また「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の動きが鈍っている証拠である。これらの場合には、口から水分を飲んでもらうのは禁物。すぐに、病院での点滴が必要。 <p>④ 医療機関へ運ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自力で水分の摂取ができないときは、塩分を含め点滴で補う必要があるのので、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法である。

○保護者への対応	1 症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。 2 管理職、学級担任が病院に向かい、保護者に事故の詳細を説明する。
○教育委員会への報告	1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
I 度 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない(JCS=0)		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、 体表冷却、経口的 に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神
II 度 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、 倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下 (JCS≤1)		医療機関での診察 が必要→体温管理、 安静、十分な水分とNaの補給(経 口摂取が困難なとき には点滴にて)	熱疲労
III 度 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C)中枢神経症状(意識障害 JCS≥2、小脳症状、痙攣発作) (H/K)肝・腎機能障害(入院経過 観察、入院加療が必要な程度の 肝または腎障害) (D)血液凝固異常(急性期DIC診 断基準(日本救急医学会)にてDIC と診断)⇒III度の中でも重症型		入院加療(場合により集中治療)が必要 →体温管理 (体表冷却に加え 体内冷却、血管内 冷却などを追加) 呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病

I度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK

II度の症状が出現したり、I度に改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送する(周囲の人が判断)

↓

III度か否かは救急隊員や、病院到着後の診察・検査により診断される

図『日本救急医学会熱中症分類 2015』

危機管理マニュアル

【熱中症】

(令和5年11月改訂版)



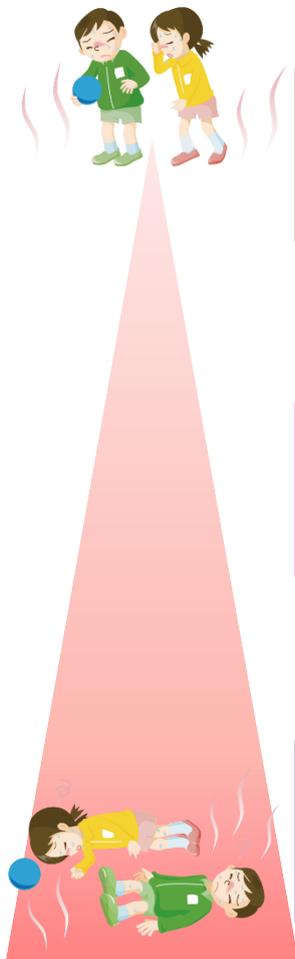
1 熱中症とは

熱中症とは

- ・ 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。
- ・ 死に至る可能性のある病態です。
- ・ 予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- ・ 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

（出典：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

○ 重病度分類と必要な処置



重症度Ⅰ度（軽症）

意識がはっきりしている
手足がしびれる
めまい、立ちくらみがある
筋肉のこむら返りがある（痛い）



経過観察

※当日のスポーツには参加しない。

- ・ 涼しい場所へ避難する。
 - ・ 体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※誰かがついて見守り、よくならなければ病院へ。

重症度Ⅱ度（中等症）

吐き気がする・吐く
頭ががんがんする（頭痛）
からだのだるい（倦怠感）
意識がなんとなくおかしい

医療機関の受診



- ・ 速やかに医療機関を受診する。
 - ・ 体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※周囲の人が判断し、少しでもおかしいときはすぐに病院へ。

重症度Ⅲ度（重症）

意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい
からだがひきつる（けいれん）
まっすぐ歩けない・走れない
からだが熱い



救急車要請

- ・ 救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却する。



（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

2 予防措置

(1) 暑さ指数 (WBGT) を用いた活動判断

暑さ指数 (WBGT) とは

熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風 (気流) の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(環境省・文部科学省)

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、**定期的に暑さ指数 (WBGT) 計を用いて計測 (活動場所で測定) することで環境条件の評価を行うとともに**、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下します。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安(注2)	日常生活における注意事項(注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	・全クラス、増設校舎で授業実施 ・体育、部活動 (運動のみ) 中止 ・授業中の水分補給
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。	・室温に応じ、増設校舎で授業実施 ・体育の時間割変更、運動量軽減 ・授業中の水分補給
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	・授業中の水分補給
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

Point!

暑熱環境や児童生徒の実態が異なることから、様々な指針を基に、**学校として基準を定める必要があります。**

暑さ指数 (WBGT) は、判断基準の一つです。低い値であっても、運動強度や個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
同指針補足 * 乾球温度 (気温) を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。
(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。
(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
下記ウェブサイトの情報を基に作成
(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>
(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

(参考:「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

なお、暑さ指数 (WBGT) の予測値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとします。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>



また、その情報は、毎朝、担当教職員が全教職員とメール等を活用して共有するとともに、緊急性がある場合は、校内放送等を活用して適宜発信することとします。

「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

「熱中症警戒アラート」とは

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の暑さ指数（WBGT）算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数（※）を33以上と予測した場合に発表

※一日のうちで最も高い暑さ指数

（参考：「熱中症環境保健マニュアル2022」（環境省））

◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、**臨時休業の実施を検討**します。

- 環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地又は近隣の地域における暑さ指数予報を確認する。
- 登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。

【根拠規定】

- 北海道立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）（抄）
（臨時休業）

第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。

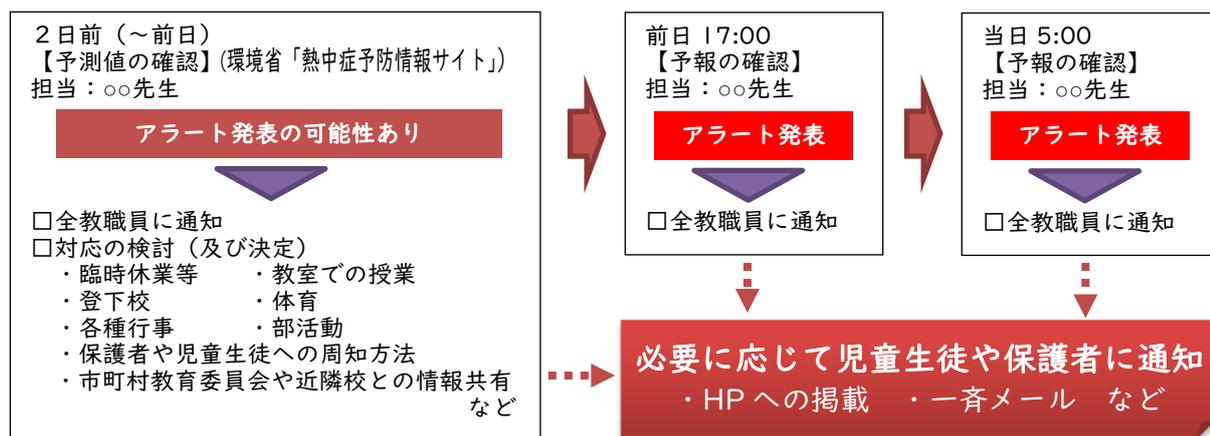
（1）学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。

（2）その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。

（臨時休業の報告）

第28条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

学校における対応（例）



◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合であっても、一定の時間間隔で暑さ指数（WBGT）を測定・記録（活動場所で測定）するなどしながら、児童生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討します。

（例）毎朝〇：〇〇に暑さ指数を計測・記録し、以降は〇時間ごとに計測・記録を行う。

(2) 熱中症防止の留意点

暑さ対策を講じる場合には、校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとります。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・体力、体格の個人差：肥満傾向、体力の低い児童生徒には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給：0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩のとり方：激しい運動では、30分に1回の休憩が望ましい。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

(3) 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示し、児童生徒に対して以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努めます。

- ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
- ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

コラム

急に暑くなる日や継続する暑さに注意しましょう

人間が上手に発汗できるようになるには、暑さへの慣れが必要です。

暑い環境下での運動や作業を始めてから3～4日たつと、汗がより早くから出るようになって、体温上昇を防ぐのが上手になってきます。さらに3～4週間たつと、汗に無駄な塩分を出さないようになり、熱けいれんや塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぎます。

このようなことから、急に暑くなった日に屋外で過ごした人や、久しぶりに暑い環境で活動した人などは、暑さに慣れていないため熱中症になりやすいのです。暑いときには無理をせず、徐々に暑さに慣れるように工夫することが大切です。



(参考：「熱中症環境保健マニュアル2022」(環境省))

(4) 運動前の体調チェック

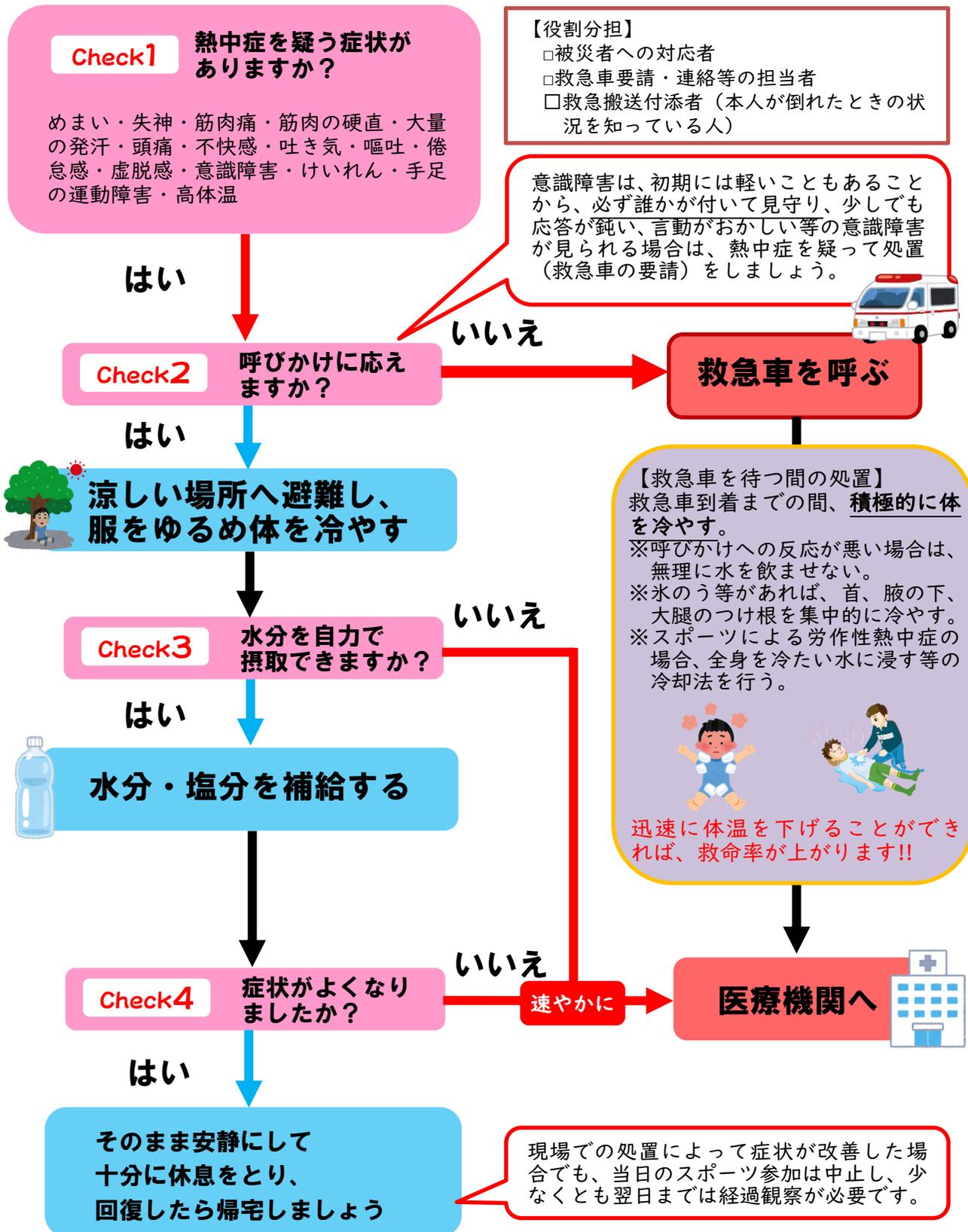
熱中症を防止するためには、児童生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要があります。体育や部活動の運動前に、「体調チェック表」を基に自分の体調を確認することや、児童生徒同士で互いに水分補給の声かけを行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなどについて、児童生徒への指導を行います。

【「体調チェック表」の例】

体調チェック表			
次の項目に当てはまる場合は、チェック欄に ✓ 印を記入しましょう。			
氏名		記入日	年 月 日 ()
チェック欄	確認項目		
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）		
	朝食を抜くなど、食事をとれていない		
	疲れがたまっている		
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある		
	腹痛がある、下痢をしている		
	胸の痛み、息苦しさがある		
	手・足（関節など）に痛みがある		
	その他、身体に痛みがある		
	暑さの中での運動は久しぶりである		
その他、体調等に関して気になることがある（記入してください）			

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

3 熱中症への救急処置



(参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省)
「スポーツ事故ハンドブック」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

4 学校で起きた熱中症による死亡事故例

(学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き (令和3年5月/環境省・文部科学省より抜粋))

事例

事例の概要	時期	7月	被害児童	小学校第1学年男子	事故種別	校外学習(徒歩)
	学校から約1km離れた公園での校外学習後に教室で様子が急変し、意識不明となり救急搬送されたが死亡が確認された。					
当日の状況	気温 32.9℃、暑さ指数(WBGT) 32 ※午前10時の状況					
事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数(WBGT) 32で「危険」レベルであった。 ・体温調整能力が十分に発達していない低学年であった。 ・熱中症や暑さ指数等について、教員が知識不足であった。 ・水分補給や体力の状況を十分に把握していなかった。 					



- ★激しい運動ではなくても、暑さ指数が高い日には注意が必要である！(特に低学年では注意！)
- ★学校として、熱中症予防について理解を深める必要がある！

事例

事例の概要	時期	6月	被害児童	高等学校第2学年男子	活動種別	部活動(野球)
	グラウンドの石拾い、ランニング(200m×10周)、体操・ストレッチ、100mダッシュ25本×2を行っていた。100mダッシュの途中で足が痛くなったので休憩をした。その後、顧問が体調を確認して再開したところ、運動開始から約2時間後に熱中症になり、死亡した。					
当日の状況	気温 24.4℃、湿度 52%					
事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒は肥満傾向であった。 ・暑さに慣れていない時期に運動強度が高い運動を行った。 ・熱中症を疑う症状を確認しているのに、十分な処置をしていなかった。 ・熱中症について、教員が知識不足であった。 					



- ★暑くなる時期には、暑さに慣れるまで徐々に運動強度を増やすようにする必要がある！
- ★個人の条件(肥満傾向)や体調を考慮する必要がある！

学校における熱中症対策に係る重点項目チェックリスト

重点項目（体制整備）	Check
<p>○ 熱中症に係る情報収集の手段や学校における暑さ指数（WBGT）を<u>把握する方法が整備</u>されている。</p> <p>例）熱中症予防情報サイト等への登録、暑さ指数（WBGT）計による暑さ指数（WBGT）の測定及び記録体制の整備 など</p>	
<p>○ 上記により収集した熱中症に係る情報について、全教職員や保護者等に<u>伝達する方法が整備</u>されている。</p> <p>例）校内放送や電子メール等により、暑さ指数（WBGT）等の情報を全教職員及び保護者等に伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動や各種行事等の内容の変更、中止・延期の<u>判断基準を設定</u>している。</p> <p>例）暑さ指数に応じた運動や各種行事等の指針の設定、熱中症警戒アラート発表時の対応の設定、中止・延期の判断を伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針や熱中症警戒アラート発表時の対応などを<u>保護者等と共有</u>している。</p> <p>例）学校だより等による周知、事故発生時の保護者への連絡を確実かつ正確に行う体制の整備 など</p>	
<p>○ 基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るための<u>校内研修等を実施</u>している。</p> <p>例）熱中症についての理解、暑さ指数（WBGT）に基づく具体的な対応策、熱中症事故発生時の具体的な対応 など</p>	
重点項目（予防）	Check
<p>○ 急に暑くなったときは運動を軽くし、体が暑さに慣れるまでの数日間は、休憩を多く取りながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やすようにしている。</p>	
<p>○ 暑くなることが予想される場合、暑い時間帯における体育的活動の回避や運動時間の短縮、運動量を軽減する等の配慮をしている。</p>	
<p>○ 健康観察をとおして児童生徒の健康状態を把握し、体調に応じた指示（運動の軽減、休息等）をしている。</p>	
<p>○ 暑いときには、水分を補給するよう指示し、児童生徒が水分補給をしたことを見届けている。</p>	
<p>○ 暑いときには、軽装（着帽を含む）で活動に取り組むよう指示している。</p>	
<p>○ 運動中に体調が悪くなった場合は無理をせず、自ら運動を辞退するよう指示している。</p>	

III 事後の危機管理 ～復旧・復興する～

1 事後の対応

事故発生後、速やかに児童の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要があります。

(1) 安否確認

【安否確認の内容と教職員の対応】

①児童生徒等が学校内にいる場合の安否確認

- ・ 負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・ 休憩時間や放課後などは、児童生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- ・ 児童生徒等が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、子供 110 番の家などに避難していないかを調べる。
- ・ 校外活動中の場合も上記のような安否確認を行い、学校に報告する。

②児童生徒等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童生徒等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、子供 110 番の家、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。その際、教職員は被害（二次被害等も含め）に巻き込まれないように注意すること。

③安否情報の集約

・ 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。（事前に負傷者名簿を備えておく。）

- ・ 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当ての実施や救急車の要請などの対応に移る。
- ・ 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておく。

※災害時の安否確認については、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を参考。

(2) 引渡しと待機

①引渡しの判断

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にした判断が求められる。その際、例えば右記のようなことに留意して判断することが必要になる。

引渡しの判断基準（例）

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫ってこないか
- 引渡す保護者にも危険が及ばないか

事故等の発生後、安全が確保された場合でも、児童生徒等が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引渡しをしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど、配慮が必要。

大雨や雷等の自然災害での引渡しの判断

大雨が降っていたり、雷が鳴っていたりしている場合に下校させることは危険である。事前に気象情報や警報等の情報を速やかに収集し、危険に遭わないよう下校又は待機（避難）を判断することが大切。

また、学校周辺だけでなく、児童生徒等の通学路の状況や公共交通機関等も踏まえて判断することも必要。

②引渡し手順の明確化

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておく。

例えば、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡し者を登録するなど、確実に引渡しが行えるよう、児童生徒等及び保護者と手順を確認しておく。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認も必要。校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認しておくことが求められる。

また、障害のある児童生徒等については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行う。

(3) 教育活動の継続

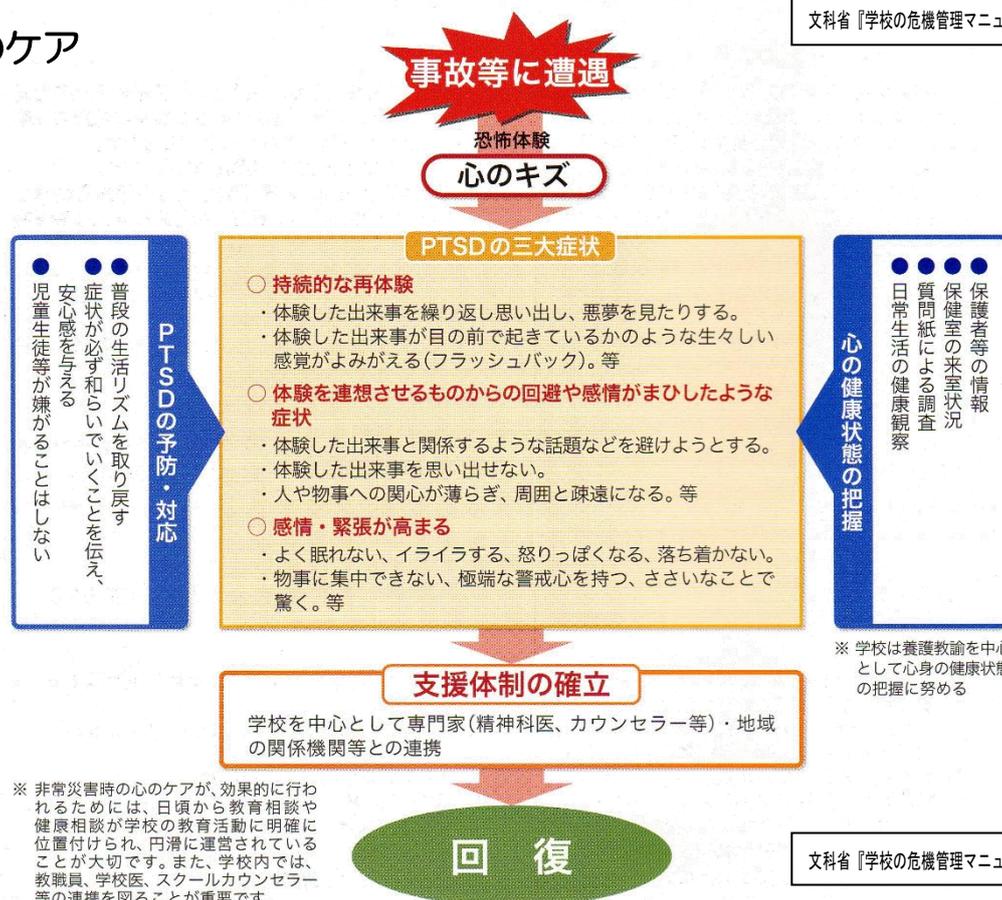
- ・校舎内の安全な場所で学習スペースを確保する。校舎が使えない場合は、他校を使用することも検討する。
- ・事故等の発生現場等の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討する。

【避難所運営との調整】

	災害状況等	避難所の状況	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震等	事故等発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	● 施設設備の安全点検 ● 開放区域の明示 ● 駐車場を含む誘導 等
	生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の 救助開始 ↓ 近隣地域等からの 救援物資等	避難所の開設 ↓ 避難所の管理・運営
生活確保期		(数日後～) 応急危険度判定士による 安全点検	自治組織の立ち上がり ↓ 自治組織の確立
	学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所機能の解消と学校機能の正常化
			日常生活の回復

文科省『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』より

2 心のケア



文科省『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』より

3 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 調査・検証・報告・再発防止等

①情報の整理と保護者等への説明、対応

- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。
- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。このとき、被害児童生徒等の保護者への対応に当たる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- ・保護者間に臆測に基づき誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童生徒等以外の保護者に対しても、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。
- ・報道機関等へは、情報を整理し適宜提供する。その際、情報の混乱を避けるため、窓口を管理職に一本化する。

②学校設置者等への報告、調査・検証の実施、再発防止

学校設置者等への報告・基本調査の実施

【学校の設置者への報告】

- 重篤な事故（死亡事故及び治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う場合等）について学校の設置者に報告する。（死亡事故については国まで報告）

【基本調査の実施】

- 基本調査は、対象となる事案の発生後速やかに着手する調査であり、事故等に至る事実関係を整理することを目的として実施するもので、基本的に学校が実施する。
 - ・調査開始から 3 日以内をめどに関係する全ての教職員に記録用紙を配付し事故等に関する事実を記録するなど、可能な限り事実を集める。
 - ・現場に居合わせた児童生徒等に対しては、心のケアと事実関係の確認の両立を図ります。聴き取り等に際しては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて判断を行い、必ず複数の教職員で対応するとともに状況に応じてスクールカウンセラーを同席させる。
 - ・整理した情報を学校の設置者に報告します。
- 被害児童生徒等の保護者への最初の説明は、調査着手からできるだけ 1 週間以内を目安に実施する。

詳細調査への移行

- 詳細調査は、基本調査の内容を踏まえ、事故等発生の原因の解明と再発防止策のために実施するものである。
- 詳細調査への移行の判断は、保護者の意向にも十分配慮しながら、学校の設置者が判断する。
- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施する。
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明する。（調査の経緯についても適宜適切に報告）

調査結果の公表・再発防止策

- 調査の目標・目的に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てる。
- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価する。

(2) 対応の際に特に留意すべき点

①被災児童生徒等の保護者への継続的な支援

- ・被害児童生徒等の保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにする。
- ・被害児童生徒等の保護者は、大きなショックを受け、不安を抱えているため、家庭訪問等により継続して寄り添っていく対応等が求められる。また、保護者の要望や状況に応じて信頼できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

- 被害児童生徒等の保護者への支援は、継続的に行う。人事異動で学校又は学校の設置者の対応窓口が変わる場合も、継続的な支援が行えるよう、情報共有と引継ぎの体制を構築する。
- 事故等に遭った児童生徒等のきょうだいへのサポートは学校の大切な役割であるため、きょうだいが他校にいれば、他校と連携し、継続的なサポートを行う。
- 被害児童生徒等が死亡した場合は、被害児童生徒等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定める。
- 葬儀が終わった後も、被害児童生徒等の保護者への関わりは継続して行い、学校との関わりの継続を求める被害児童生徒等の保護者に対しては、他の児童生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作る等の工夫をする。
- 被害児童生徒等の保護者の感情に配慮し、専門的なケアの希望が出た場合には、信頼できる専門機関等を紹介又は情報提供を行う。
- 学校は、学校の管理下で発生した児童生徒等の事故等に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明（制度に加入していない場合を除く）する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。

※災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者等に対して、医療費（医療保険並の療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。

災害共済給付の請求を行う際の事故等の状況の記載には、基本調査等の記録を活用することができます。